

## 長岡京市避難所運営訓練実施事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 市長は、長岡京市内の防災意識の高揚及び被災時における住民主体の活動を推進するため、小学校区単位で避難所運営訓練を実施する団体が行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内において長岡京市避難所運営訓練実施事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、長岡京市補助金等交付規則（昭和57年長岡京市規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (補助対象者)

第2条 補助の対象となる団体等は、次に掲げる団体等及び市長が特に認めた団体等とする。

- (1) 長岡京市内各小学校区の地域コミュニティ協議会
- (2) 小学校区単位を基本に組織された校区連携組織
- (3) 小学校区単位を基本に組織された避難所運営委員会

### (補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業は、毎年、長岡京市が実施する総合防災訓練と同日に実施する小学校区単位の避難所運営訓練（以下「補助対象事業」という。）とする。

2 長岡京市が実施する総合防災訓練と同日に小学校区単位の避難所運営訓練を実施しなかった場合、その理由がやむを得ないと認められる場合に限り、当該年度中に実施した避難所運営訓練実施事業については、前項の規定に関わらず補助金の交付対象とする。

### (補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の運営及び準備に要する経費とし、別表1のとおりとする。

### (補助金の額)

第5条 補助対象経費に対する補助率は10分の10以内とし、補助金の額は10万円を上限とする。ただし、千円未満の端数については切り捨てるものとする。

### (交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、次に掲げる書類を添付して、長岡京市避難所運営訓練実施事業補助金交付申請書（様式第1号）を指定された期日までに、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 事業に係る収支予算書（様式第3号）
- (3) その他市長が必要と認める書類

### (交付の決定)

第7条 市長は、前条の交付申請書を受け付けたときは、補助金交付の適否を審査し、必要と認めたときは、長岡京市避難所運営訓練実施事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付決定をする場合において、補助金の交付の目的を達するため、必要な条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第8条 補助金等の交付を申請した者は、前条の通知書を受領した場合において、当該申請に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金等の交付決定はなかつたものとみなす。

(補助事業の遂行)

第9条 第7条の規定により補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助金の交付の目的及びこれに付された条件その他この要綱に従って補助金を使用し、他の目的に使用してはならない。

(事業計画の変更及び承認)

第10条 補助事業者が、事業計画の変更をしようとするときは、変更内容が分かる書類を添付して長岡京市避難所運営訓練実施事業補助金事業計画変更承認申請書(様式第5号)を市長に提出して、その承認を得なければならない。

2 市長は、前項の申請書を受け付けたときは、内容等を検討のうえ承認した場合には、長岡京市避難所運営訓練実施事業補助金事業計画変更承認書(様式第6号)により通知するものとする。

(事業終了報告)

第11条 補助事業者は、事業の完了後、次に掲げる書類を添付して、長岡京市避難所運営訓練実施事業補助事業終了報告書(様式第7号)を事業終了後30日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

(1) 事業実績報告書(様式第8号)

(2) 収支決算書(様式第9号)

(3) その他市長が必要と認める書類

(確定通知)

第12条 市長は、前条の事業終了報告書を受け付けた場合において、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う実地調査等により、その補助事業の成果が補助金の交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、長岡京市避難所運営訓練実施事業補助金確定通知書(様式第10号)により当該補助事業者に通知するものとする。

(請求及び交付)

第13条 前条の規定による確定通知を受けた補助事業者は、長岡京市避難所運営訓練実施事業補助金交付請求書(様式第11号)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定により請求を受けた場合には、当該補助事業者に対し、補助金を交付するものとする。

(是正措置)

第14条 市長は、補助事業の完了後、事業終了報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付条件等に適合しないと認めるときは、その補助事業につきこれに適合させるための措置をとるべきことを、当該補助事業者に対して命ずることができる。

2 第11条の規定は、前項の規定による命令に従って行う補助事業について準用する。  
(交付の特例)

第15条 市長は、補助事業者のうち、特に必要があると認めたものに対しては、第13条の規定にかかわらず、その事業の施行前又は施行中に補助金を概算交付することができる。

2 前項の規定による概算交付を受けようとする補助事業者は、第7条第1項の交付決定通知書の写しを添付して、長岡京市避難所運営訓練実施事業補助金概算交付請求書(様式第12号)を市長に提出しなければならない。  
(交付取消し等)

第16条 補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、市長は、補助金の交付決定若しくは確定を取り消し、又は変更することができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 補助金を目的外に使用したとき、不当に使用したと認められるとき又は使用しなかったとき。
- (3) 補助金の経理状況が不適正と認められるとき。
- (4) 事業の実施方法が、補助金の交付の趣旨にそわないと認められるとき。

(補助金の返還)

第17条 市長は、前条の規定により取消し等を行った場合において、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずることができる。

2 市長は、第15条の規定による補助金の概算交付を受けた場合における、補助金交付済額が実績報告に基づく必要な補助額を超えたときは、当該補助事業者に対してその差額を返還させることができる。

(延滞金)

第18条 市長は、前条第1項の場合において、補助金の返還が納期限までに納付されなかったときは、当該補助事業者に対し、規則第15条の規定を適用するものとする。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 第5条本文の規定にかかわらず、長岡京市自治振興団体補助金交付要綱及び長岡京市地域コミュニティ協議会補助金交付要領により補助金の交付を受けている団体の属する小学校区で組織された団体に交付する補助金の額は、当分の間、5万円を上限とする。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年7月3日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年6月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

区分	経費の種類
報償費	講師、協力者等への謝金等
旅費	講師、協力者等の移動のための交通費、通行料等
消耗品費	会議資料、ポスター等の用紙、封筒、文具等
燃料費	炊出しの燃料等
食糧費	会議賄、参加者お茶代等
印刷製本費	コピー代、ポスター、チラシ等の印刷製本費等
光熱水費	事業実施に伴い仮設した会場及び会議会場の電気・水道使用料等
通信運搬費	郵便料、運搬料等
保険料	ボランティア保険料
使用料及び賃借料	会場使用料、車両、機器、用品類等の借上料等
原材料費	形を変えて新しいものをつくるもの（看板等の材料）又は、形を変えずに生産物若しくは製造物の構成部分（砂場の砂）となるもの
その他の経費	市長が必要と認める経費

長岡京市長 様

団体名：

代表者名：

長岡京市避難所運営訓練実施事業補助金交付申請書

年度 長岡京市避難所運営訓練実施事業補助金の交付について長岡京市避難所運営訓練実施事業補助金交付要綱第6条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり申請いたします。

記

1. 交付申請額 金 円
2. 添付書類
  - (1) 事業計画書
  - (2) 収支予算書



### 収 支 予 算 書

団 体 名 :

代 表 者 名 :

【 収 入 】 (単位 : 円)

科 目	予 算 額	説 明
合 計		

【 支 出 】 (単位 : 円)

科 目	予 算 額	説 明
合 計		

(注) 支払科目欄及び説明欄は、具体的に記入し、積算基礎を明確にすること。



第 号  
年 月 日

様

長岡京市長

長岡京市避難所運営訓練実施事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました標記の補助金について、長岡京市避難所運営訓練実施事業補助金交付要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり交付決定しましたので通知します。

記

1. 補助見込額：金 円

2. 補助条件

- (1) 長岡京市避難所運営訓練実施事業補助金交付要綱の規定に従うこと。
- (2) この補助金は、長岡京市避難所運営訓練実施事業補助金交付要綱に基づく補助事業以外に使用してはならないこと。
- (3) 当該事業を実施するために要した経費の収入、支出を記載した整理簿、資料等を備えておき、長岡京市長から資料請求があればこれに応じること。



年 月 日

様

長岡京市長

長岡京市避難所運営訓練実施事業補助金事業計画変更承認書

年 月 日付けで事業計画変更承認申請を受けた標記の補助金について、長岡京市避難所運営訓練実施事業補助金交付要綱第10条第2項の規定により、下記のとおり変更承認をしましたので通知します。

1. 補助見込額 金 円
2. 承認条件

様式第7号(第11条関係)

年 月 日

長岡京市長 様

団体名 :

代表者名 :

長岡京市避難所運営訓練実施事業補助金事業終了報告書

年 月 日付で交付決定通知を受けた標記の補助金について、事業を終了したので、長岡京市避難所運営訓練実施事業補助金交付要綱第11条の規定により、別紙関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

1. 完了年月日 年 月 日

2. 添付書類

(1) 事業実績報告書

(2) 収支決算書



# 収 支 決 算 書

団 体 名 :

代 表 者 名 :

## 【収 入】

(単位：円)

科 目	決 算 額	説 明
合 計		

## 【支 出】

(単位：円)

科 目	決 算 額	説 明
合 計		

上記のとおり報告します。

様式第10号（第12号関係）

第 号  
年 月 日

様

長岡京市長

長岡京市避難所運営訓練実施事業補助金確定通知書

年 月 日付 第 号をもって交付決定をした標記補助金について、長岡京市避難所運営訓練実施事業補助金交付要綱第12条の規定に基づき、交付額を確定したから通知する。

記

交付確定額：金 \_\_\_\_\_ 円

様式第11号（第13条関係）

年 月 日

長岡京市長 様

団体名：

代表者名：

長岡京市避難所運営訓練実施事業補助金交付請求書

年 月 日付 第 号で、交付決定を受けた標記補助金について、  
長岡京市避難所運営訓練実施事業補助金交付要綱第13条第1項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

請求額 金 円



長岡京市長 様

団体名：

代表者名：

長岡京市避難所運営訓練実施事業補助金概算交付請求書

年 月 日付 第 号で、交付決定を受けた標記補助金について事業の性質上、事業施行前に補助金等の交付を受けなければ今年度の事業を実施することができないので、長岡京市避難所運営訓練実施事業補助金交付要綱第15条第2項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1. 請求額 金 円

2. 概算交付が必要な理由

3. 添付書類

交付決定通知書の写し